

欠格事由非該当誓約書

家畜改良増殖法第 17 条第 1 項または第 2 項第 3 号もしくは第 4 号の規定に該当するかどうかの別について、下記のとおり相違ないことを誓約します。

記

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 1. 家畜改良増殖法第 17 条第 1 項 | 【該当する・該当しない】 |
| 2. 家畜改良増殖法第 17 条第 2 項第 3 号 | 【該当する・該当しない】 |
| 3. 家畜改良増殖法第 17 条第 2 項第 4 号 | 【該当する・該当しない】 |

令和 年 月 日

住 所

氏 名

家畜改良増殖法抜粋

(家畜人工授精師の免許を与えない場合)

第十七条 この法律、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）、獣医師法、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）若しくは家畜商法（昭和 24 年法律第 208 号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者には、前条第 1 項の免許を与えない。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の免許を与えないことができる。

(中略)

三 家畜伝染病予防法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、獣医師法、獣医療法若しくは家畜商法又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者（前項に規定する者を除く。）

四 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した者（前項に規定する者を除く。）